

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和7年9月16日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時20分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明
雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男
針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 森 戸 雅 孝
浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政
古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
内 海 まさかず 小久保 かおる 松 本 喜 一
広 瀬 義 明 福 田 裕 司 白 石 幹 男
関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子
主 査 村 上 憲 之 主 査 田 島 沙由理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産業振興部長	高野	義宏
教育次長	五十畑	肇
商工振興課長	糸井	孝王
観光振興課長	佐藤	光三
農業振興課長	丸山	浩
農林整備課長	大塚	和美
参事兼産業基盤整備課長	上岡	豊
学校施設課長	國府	泰浩
生涯学習課長	長澤	紀恵
文化課長	横倉	悟史

令和7年第5回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和7年9月16日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第129号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第3 議案第121号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第122号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第129号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第129号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書31ページから33ページ、議案説明書は46ページから49ページまでとなります。

初めに、議案説明書の46ページを御覧ください。提案理由であります。令和8年4月から栃木市栃木文化会館が長期休館に入りますが、その際、他の文化会館3館が月曜日を休館としており、月曜日は全ての文化会館が使用できなくなってしまうことから、栃木市大平文化会館の休館日を改めるに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、48ページ、49ページを御覧ください。栃木市大平文化会館の休館日の変更に伴いまして、別表第1に定めます栃木市大平文化会館の休館日を現行の月曜日から改正案では火曜日に変更するものであります。

次に、議案書の32ページ、33ページを御覧ください。改正条例の制定文となります。33ページの下段を御覧ください。附則であります。この条例は制定後、一定の周知期間を設けた上で、令和

8年4月1日から施行するというものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この日にちの変更という理由、主な理由は何なのですか。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 変更の理由につきましては、来年4月からの栃木文化会館の休館によるものでありまして、その際、ほかの文化会館3館、大平、藤岡、岩舟がいずれも月曜日が休館となっておりますので、つまり月曜日は市内の文化会館が一つも使えない状態となってしまうということで、大平文化会館の休館日を変更するというものであります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 栃木文化会館の休館は、今後の予定といたしますか、いつ頃まで休館になるのかお尋ねします。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

大規模改修工事は約3年間の予定であります。休館といたしますと、令和10年の12月いっぱいということで、令和11年の1月から再開予定となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第129号の採決をいたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福富善明君） なお、委員の皆様申し上げます。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

◎議案第118号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程いただきました議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、5款労働費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の50、51ページをお開きください。1項1目労働諸費につきましてご説明いたします。補正額は2,760万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。移住支援補助金につきましては、東京圏から本市に移住して就業やテレワーク等を行う方への補助金であります。該当する移住者が当初の見込みを上回ったため、増額するものであります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明いたします。補正予算書の52、53ページを御覧ください。1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は169万5,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。農業再生協議会補助事業費につきましては、国の経営所得安定対策に関する推進活動や補助要件確認等に要する経費を助成する経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金を県の交付決定額に基づいて増額するものであります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、岩舟農村環境改善センターこなら館の浄化槽ポンプ及びいわふねフルーツパークセンターのエアコンに不具合が生じ、修繕工事が必要になったことから、維持補修費を増額するものであります。

次の中山間地域里づくり事業費補助金につきましては、つがの里で直売所を運営する都賀特産品販売部会が実施するほうきづくり体験を通した都市住民と農村の交流事業が県の中山間地域里づくり事業に採択の見込みとなったことから、中山間地域実践活動支援事業補助金を増額するものであります。

次に、4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は2,908万4,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。防災重点農業用ため池整備事業委託費につきましては、農業用ため池低水管理業務委託に係る防災重点ため池の管理強化のため、県の交付決定額に合わせ、委託料を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費につきましては、農業用水の安定供給を維持するため、県の補助金を活用し、土地改良区が実践する老朽化や機能低下が確認されたポンプ等の更新工事を支援するに当たり、補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金につきましては、農業用水の安定供給を確保するため、各土地改良区が早急に実施する農業水利施設の補修、修繕工事等を支援するに当たり、同補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、都賀町家中及び西方町真名子地内の河川土砂浚渫のため、工事請負費を増額するものであります。

次に、6目道の駅費につきましてご説明いたします。補正額は1,823万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。道の駅みかも管理運営費につきましては、農産物直売所、物産館及び倉庫等の空調設備、室外機1台及び室内機7台に不具合が生じ、更新工事を行う必要があることから、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の54、55ページを御覧ください。2項1目林業総務費につきましてご説明いたします。補正額は99万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。林業総務事務費につきましては、星野町集会所を地元自治会に譲与するに当たり、隣接地との境界を確定する必要があるため、用地測量業務委託料を増額するものであります。

次に、2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は569万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。治山林道管理費につきましては、大平町西山田地内、林道西山田線沿線に不法投棄された産業廃棄物を撤去するため、委託料を増額するものであります。

続きまして、7款商工費について説明いたします。補正予算書の56、57ページを御覧ください。1項1目商工総務費につきましてご説明いたします。補正額は138万5,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員人件費（観光振興課）につきましては、会計年度任用職員の勤務体制の見直しにより、勤務時間が延長となったことに伴う報酬及び職員手当の増額であります。

次に、2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は511万5,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。プラッツおおひら管理運営委託事業費につきましては、プラッツおおひらの空調設備が故障し、修繕を要することから、工事請負費を増額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は1,775万9,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次の平川産業団地特別会計繰出金につきましても、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は609万9,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。かかしの里管理事業費につきましては、かかしの里センターハウストイレの浄化槽プロアモーターが故障しており、取替え修繕するための維持補修費を増額するものであります。

次の蔵の街観光館保存修理事業費につきましては、令和7年1月7日にとちぎ蔵の街観光館見世蔵北側の外壁に軽自動車が発生する事故が発生し、修理を行う必要が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、10款教育費についてご説明いたします。補正予算書の64、65ページを御覧ください。2項3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は3,487万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。小学校校舎改修事業費につきましては、三鴨小学校において継続的に発生する雨漏りに対して、校舎屋上の防水改修工事を早急に行う必要があるため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の66、67ページを御覧ください。3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は2,000万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。中学校運営費につきましては、令和8年4月の栃木北中学校の開校に伴い、廃校となる皆川中学校及び寺尾中学校の跡地利活用に当たり、早急に底地の測量を実施する必要があるため、委託料を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の68、69ページを御覧ください。4項2目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は99万9,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。図書館管理運営委託事業費につきましては、栃木図書館の受電機器の劣化が進んでおり、周辺一帯を停電させてしまう波及事故を防止するため、早急に更新する必要があることから、工事請負費を増額するものであります。

次に、3目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は1,345万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2事業目、文化財施設共通管理費につきましては、藤岡歴史民俗資料館展示室内の天井修繕のため、工事請負費を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書30、31ページをお開き願います。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は382万4,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。3節中学校費補助金のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、藤岡中学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金の交付内定により減額するものであります。

続きまして、補正予算書32、33ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,443万5,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金の1項目め、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、国の経営所得安定対策に関する推進活動や補助要件確認等に要する経費に対する補助金であり、県の交付決定額に基づき、県補助金を増額するものであります。

次の中山間地域実践活動支援事業費補助金につきましては、県の中山間地域里づくり事業補助金について、都賀地域の農業者等で構成する1団体が採択の見込みとなったことから、県補助金を増額するものであります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業に対する県の補助金であり、補助申請額に基づき、補助金を増額するものであります。

次の水利施設管理強化事業費補助金につきましては、農業用ため池低水管理事業に対する県の補助金であり、交付決定額に基づき、補助金を増額するものであります。

次に、5目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,070万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、東京圏からの移住者に交付する移住支援補助金に対する県からの補助金を増額するものであります。

続きまして、補正予算書34、35ページをお開きください。19款2項11目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は500万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。1節義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校校舎改修事業費の増額に伴い、基金からの繰入金を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の36、37ページをお開きください。21款4項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は555万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。2節雑入の1項目め、横山郷土館イベント参加費等（観光振興課）につきましては、蔵の街観光館保存修理事業費におけるとちぎ蔵の街観光館修理工事に係る弁償金を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） ご説明ありがとうございます。

歳出なのですが、53ページ、道の駅費、道の駅みかも管理運営費で空調更新工事ということで1,800万円というちょっと大きな金額なのですが、この使用期間はどのぐらいなのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 使用期間につきましては、大体4月以降、気温が上がったところぐらいから10月いっぱいぐらいまでにクーラーを使うような形になっています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農業振興課長（丸山 浩君） すみません。勘違いしました。

空調につきましては、道の駅みかもの開設のときですので、平成18年に入れたものになります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 開所というか、オープン当時から使用しているということですね。どのような不具合が出たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 器具につきましては、今ご説明したとおり長期間使っているようなものでございまして、これまでも何回か部品交換をしたりということがあったのですが、今年につきましては、当初から少し冷えが悪いなど。クーラーの温度がなかなか下がらないという状況がありました。これが7月にほとんど温度が下がらないような状態になりまして、温度自体が下がらなくなってきてしまったというところになりましたので、ちょっと点検をしてもらったのですが、なかなか修理では改善できないというようなことになって改修という形になりました。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ご説明の中では、室外機が1台、室内機が7台という説明だったかと思うの

ですが、それでちょっと確認なのですが、よろしいですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今回修理するものが、室外機が1台、室内機7台ということになります。室内機につきましては、各エリアというのですか、そこにそれぞれ7台ついておりまして、室外機1台といっても大きなものになります。それが配管でつながっているというような形になっております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） あそこの施設は、かなりレストランから、あとは離れのみかも茶屋でしたっけ、休憩室もありますよね。それとあと、直売所、そしてまた事務所、それも全て交換というか、改修するということですよ。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 道の駅の施設自体は、それぞれ幾つか系統がありまして、今回交換するのは直売所、あと物産館、それと倉庫棟というような一番メインの建物の部分の1系統を交換するというような形になります。ですので、それ以外のレストランとかはまた別の系統になっておりますので、そちらの交換はいたしません。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、今回大型改修して、耐用年数は20年ぐらいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今回機械のほうを新しく更新しますので、それぐらいの耐用年数になるかと思っております。ただし、配管の部分をちょっと見込んでいないのです。今までの配管を使っているというような工事内容になっていきますので、工事が始まってからもしかして配管に少し不具合があるということであれば、少しその辺の修繕が必要かなというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ありがとうございます。

続きまして、やはり歳出の今度は55ページ、治山林道管理費、林道維持管理業務委託料ということで、林道西山田線の産廃撤去ということで、私も一般質問させていただきましたが、ここは600枚でしたっけ。600枚から650枚の量が多分投棄されているのではないかなというふうに思います。ここ2か所ですよ。奥のほうの量がすごく多いのですよね。その2か所になるわけですけども、具体的にどのような撤去方法なのかお教え願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） お答え申し上げます。

林道の敷地内に投棄されました量は、約700枚を見込んでおります。700枚の撤去を専門業者に委

託して撤去していく予定であります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 専門業者は分かりますけれども、具体的にどのような撤去方法なのか、お分かりになればお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回の不法投棄に対しましては、畳につきましては産業廃棄物扱いになりますので、それらをまず回収いたしまして、その後その処分できる施設のほうに持ち込むような形になるかと思えます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 産業廃棄物は、私もこの間ちょっとお話しさせていただいたのですが、県の所管になるわけですね、産廃管理というのは。市単でも使うということで、経費がここに割かれるわけなのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 不法投棄されたものに関しましては、土地の所有者が片づけることになりますので、まずは市のほうで片づけて、その後もし行為者が発見された場合には請求していきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 西山田線もそうなのですが、多分これは管理道路という形での撤去なのかなと思うのですが、道路脇、市有地に投棄されているわけですよね。あれも全て市がやるということになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） この林道西山田線につきましては、法下まで市のほうの所有になっていますので、そこに捨てられている部分に関しましては、市が責任を持って撤去していきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、広戸三谷線は法下まで市の管理になっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 広戸三谷線につきましては、底地がきちんと分割されていないような状況で、借りて使っているような形になっていますので、管理している部分だけ市のほうで撤去していく予定であります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） といいますと、広戸三谷線はもう予算が計上されていますよね、6月の補正で。ということは、広戸三谷線も、先ほど言った市有地以外のところに投棄された部分も市が処理

するという形でよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 林道につきましては、私どもで管理している部分については処分のほうをしております。あと、市有地につきましては、市の管財のほうで所管している財産区のほうの山については撤去します。ただ、個人の土地の所有の部分については、申し訳ないのですけれども、そのままという形になるかと思えます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 最後になります。不法投棄されて、莫大な予算を栃木市の税金から捻出するわけですが、犯人に対しての警察との連携を取られているということなのですが、その現状を。犯人に対しての検挙というか、そういった調査、状況がお分かりになればお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 直接警察とのやり取りは、クリーン推進課のほうで不法投棄に関しましては担当しています。あと、警察のほうで今捜査中でありまして、ちょっと詳しいところは私どもは把握していない状況です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。53ページの1項6目、先ほど青木委員のほうから道の駅みかもについての空調設備の工事ということでお話がありましたけれども、これは西方にもありまして、2か所あって、指定管理制度を取っています。そうしますと、これなどは当然、減価償却からやっていかないと分かりませんが、大きい額というか、委託業者が自分たちで費用を捻出する部分と、市のほうでそれを今回の場合のように持つ、その区分けといいますか、例えば財産というか、修繕費というふうな種類で済むものは委託業者にやっていただいて、こういった減価償却が発生するみたいな財産系のものは市のほうでやるみたいな、その基準というか、それはどんなふうになっていますか。あるいは、1個ずつ、この品物については委託先、これは市とか、どんなふうになっているかお聞きいたします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 施設自体というのですか、そういうものについては、市でもともと持っていた部分については市のほうになります。あとは、例えば修繕であったり備品であったり、そういったものにつきましては、金額に応じて市と指定管理者という形で分かれております。50万円だったと思うのですが、50万円を超えるものについては市のほうで予算取りをしてやる、それ未満の1工事について50万円未満の工事については指定管理者のほうで直すというような区分けになっております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 金額の多寡によって……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ちょっとお待ちください。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） すみません。金額を間違えました。30万円です。訂正いたします。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。一般の企業の計算書を作るときの30万円というのは、大体修繕費みたいな形で出しますので、それと同じ基準というか、金額によって振り分けているということとで了解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 51ページ、労働諸費の移住支援補助金、現状の申込みの状況についてお伺いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 移住支援補助金の既に支出したものにつきましては、4世帯に対しまして合計で860万円の補助金を支出しております。そのほかに相談が来ていまして、今現在約10件近い相談が来ております。金額にすると2,000万円先の額になるかと思われまます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ありがとうございます。相談が10件、2,000万円ということで、今回の補正で大体十何件分を想定しているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 今回は、複数世帯は9世帯で、単身世帯が1世帯、子育て世帯加算として18人分を見込んだ額になっております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。関連して今のことでお聞きをいたします。

入ってきたという報告は、毎回いろいろな形で報告を受けておりますけれども、こういった公的な支援を受けて移住してきた人たちのその後といたしますか、大体こちらに根づいてくれているというふうな考え方でよろしいのでしょうか。あるいは、そういった数字の裏づけといたしますか、追いかけているのかどうかということについてお聞きをします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） この移住支援補助金は、移住してから5年以内でまた引っ越してし

まうと返還していただくと。3年未満の場合は全額返還していただくというような誓約がございます。これまで1世帯ほど、過去に転入してきたけれども、都合で転出しなければならなくなった方がいらっしやいまして、全額返金していただいたという事例がございます。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、逆な言い方をすれば、ほかの人たちはみんなずっとそのまま定住に移っていったということによろしいわけですね。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） その1世帯以外は皆さん定住していただいているというところです。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 関連です。補正でこれだけ金額が出ていますけれども、栃木市に魅力を持っているから、こういった形になるかと思うのですが、その要因というのをどのように分析されていますか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） こちらに移住してきて、この補助金の支援を受ける方の大半が、テレワークということで移住してくる方でございます。要因ですが、旦那さんか奥さん、どちらかの実家がこちらにあってというような方もいらっしやいますし、やはり住みやすいということが大きな要因ではないかなというふうには思っております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 栃木市に魅力を持っていただいているから、こういった形になるかと思うのですが、その辺を、住みやすいというのを分析していただいて、今後さらにこういった移住定住が増えるような施策をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） よろしいですか、要望で。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 57ページ、一番下のところなのですがけれども、蔵の街観光館修理工事費で、見世蔵の北側に自動車が突っ込んだということなのですがけれども、素朴な疑問なのですが、突っ込んだ自動車のほうが修繕費を負担するのではなくて、市のほうで負担する、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 佐藤観光振興課長。

○観光振興課長（佐藤光三君） お答え申し上げます。

先ほど説明したとおり、今年の1月に観光館の見世蔵に、隣のお店に来たお客様がその隣の飲食店の前に車を止めようとして、まずボラードにぶつかって観光館のほうにちょっとぶつかってしまったということで、こちらにつきましては、市のほうで修理をいたしまして、その費用につきましては、雑入で補正を上げてございますか、そちらの弁償金ということで、相手方の保険会社のほう

から全額支払われるということになります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） そうすると、一旦市のほうで全額といいますか、市のほうで直して、それにかかったこの519万2,000円、これと同額が保険会社のほうから支払われて、それが補正で歳入のほうに入ってくると。ぴったりした金額がということよろしいですか。

○委員長（福富善明君） 佐藤観光振興課長。

○観光振興課長（佐藤光三君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） こういったケースの場合、常に一旦市のほうで払って、支出として出して、保険会社からの分ということで、歳入ということで、その修理費と保険会社からの補償金といいますか、それは別々に歳出と歳入でやっていくというのが決まりといいますか、今までも、またこれからそうやっていくわけなのですね。これが基本なのですね。

○委員長（福富善明君） 佐藤観光振興課長。

○観光振興課長（佐藤光三君） 基本的にこういった事故の場合、被害者のほうで修理をして、その分を保険会社のほうからいただくということになりますので、一般的に金額の大小もあるかと思えますけれども、今回建物の損傷ということで金額も大きいですし、歴史的な建物でもございます。市のほうでしっかりと設計を行いまして、きちんとした形で修理をして、保険会社のほうから全額いただくというようなことでございまして、一般的にはこのような流れかなというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 53ページの県単独農村整備事業の2,189万9,000円、説明の中にポンプとあったのですが、このポンプというのは何か所なのですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回の県単農業農村整備事業で予定しております修繕につきましては、3つの土地改良区から上がっていますポンプと併せまして、もう一つ、大岩藤土地改良区から揚水機場の中央監視室の装置のほうの不具合が出ておりますので、そちらを合わせたの補正額となっております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ポンプは大体何年ぐらい使用できるのかお聞きします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） ポンプの耐用年数につきましては、一概には言えませんが、水質が大分関係してくるのかなというふうに思います。どこの土地改良区を見ましても、長期的に

20年ぐらい使っているのかなというふうに思います。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 平均すると大体20年ということですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） すみません。詳しいところは分かりませんが、20年以上は使っているのかなというふうに私は思っております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 65ページの小学校校舎改修事業費で、三鴨小が雨漏りをしているというように3,487万円なのですが、雨漏りの状況というか、現状についてまずお伺いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答えいたします。

三鴨小学校につきましては、昭和45年に建築されてから55年たっておりまして、平成3年度及び4年度に大規模改造工事を行いました。それから34年ぐらい経過しています。そういった状況で、屋上の防水シートが全体的に劣化しておりまして、広範囲に雨漏りが継続的に発生している状況でございます。令和5年度におきましては、3年1組の教室で雨漏りが発生し、応急工事等に対応しているのですが、それ以外でも修繕していないようなところから雨漏りが起きております。こういった状況で、発生した教室の上の部分は応急的な処置もしているのですが、なかなか止めようがないというか、雨漏りに関しては、本当に原因を特定するのにも、いろんなところから水が回ってきてしまうものですから、応急修理だけでは対応できないような状況になってきております。そういったことから、全面的に今回改修したいという形で予算を要求させていただいております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ありがとうございます。前回の大規模改修から三十三、四年がたっているということで、屋上のシート防水がというところなのですが、シート防水の通常耐用年数というか、大体どのぐらいで打ち換えるのかお伺いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 状況でも変わってくるのですが、大体25年ぐらいではメンテナンス的なもので修繕等は入れていきたいというのが一般的でございます。ただ、どうしてもこれまで学校関係は、外壁や屋上防水関係とか、あまりそういったものについての修繕というのを行ってきていなかった。ほとんどの学校がそういう状況でございます。そういった中で、国のほうでも長寿命化対策ということで、計画的に修繕して行って長期利用して行ってほしいということもあるのですが、なかなか計画的にやれない状況もございまして、こういった状況でございます。基本的に大体25年ぐらいで防水工事というのを定期的に行えば、長期的に建物は健全な状態で使っていけると、そういうような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 計画的にやれば一番いいかなと思うのです。雨漏りしているということは、RCなので、中の鉄筋もさびたりとか、そういったところも可能性としては考えられて、それこそ躯体の損傷とかになってきてしまいますので、なるべく計画的に行っていただきたい、これは要望としたいと思うのですけれども、あともう一点、工事の内容についてなのですが、全面改修ということで、屋上を全て張り替えるということになると思うのですが、授業に対しての影響についてお伺いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 今回の工事ですが、屋上全面、通常では使わない場所であります。ただ、子供たちへの影響等もありますが、予定としましては、3か月ぐらいの工期を考えておりまして、年度内に終了、完了させたいと思っております。できるだけ授業等に影響がないように、そこは安全に配慮しながら工事を進めていきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ぜひとも安全に、年度なるべく早くやっていただけるように要望したいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 53ページの1項3目、上から3行目、中山間地域里づくり事業補助金ということで、27万円の補助が全額、県の事業になりますが、この事業は時々出てくるものなのでしょうか。まず、それをお聞きいたします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 県のほうの事業になりますが、県のほうの予算としては、内容が少し変わったりもありますが、絶えずという言い方は変ですけれども、ございます。今回は、直売所という形でのものになりますが、協議会のほうに加盟の直売所のほうには、そういった要望等があるかどうか、そのようなものを聞きまして、今回はその事業と合致したという形で、使えるというような形になっております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、この事業開始の発端といいますか、それは事務局のほうで、こんな事業があるよ、どうしたいという情報を流して、それに応えたみたいな形になりますか。あるいは、自分から情報を集めて、こういうのをやりたいのだけれどもというふうな形だったのか、ちょっとお聞きをいたしたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 先ほどとちょっと重複しますが、今回につきましては、各直売所のほうで、この事業というよりは、困っていることと言ったら変ですけども、何かそういうことはありますかというような要望調査をしまして、その中で上がってきたものでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。何でこんな質問をするかといいますと、27万円と額は少ないのですが、中山間地域にとっては、栃木市も西のほうは全部中山間地域になっているもので、県が非常に力を入れていて、合併当初から四、五年ぐらい前までは、恐らく西方の事務所だけでその中山間の事業をやっていたという経緯があります。それがこうして事務所のほうで中山間地域をしっかりと、その事業の中といいますか、こういったメニューがあるよということで動いてくれたということで、こういった補正予算が出てきているということで、大変頼もしく思っております。中山間地域については、また後で一般会計のほうでもお聞きをいたしますが、中山間地域ということで、これ農業予算なので、水田といいますか、耕作をして、それを届け出ているとこの仕組みは使えないということになるということによろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今回の事業につきましては、直売所で地元の産品みたいなものを活用してということなので、座敷ぼうきですか、都賀で、県の伝統工芸品にもなっていますが、それを活用して、直売所で体験というのですか、ほうきづくり体験をするというようなことでございますので、直接農業に関係なくても、地域産品を使うというところはありますけれども、そういったソフト事業について今回活用するということになります。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 先ほどの55ページ、青木委員が聞きました林道の関係ですけども、これは私も岩舟時代、気にかけていたことなのですが、広戸線、これは登記が全くしていないと思うのですが、今どうなっているのでしょうか。分筆して、林道を通したときの分筆登記と所有権移転の登記がされているかどうか、その辺を確認したいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 林道広戸三谷線につきましては、委員おっしゃるとおり、登記はされておられません。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうなってきますと、これは管財とか、そういうところにバトンタッチされて、先ほど言いましたように、同じような撤去費用というものを市のほうでは持ちますというようなことを聞いたような気もするのですが、個人のものに落ちたものは個人のところでというのは言ったように、法尻というか、大平は登記がしてありますから、あれは大平町で登

記しているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 林道につきましては、県事業で整備してもらっていますので、登記の主体が県だったか市だったかというのは、確認できておりません。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） いずれにしても、大平の場合には登記がしてあるというふうに私は聞いていたのです。岩舟はほっぽり投げてしまって、栃木市に迷惑かけているような気もいたしますけれども、この管理、登記関係、これは早急に調べて。先ほどのお話ですと、市有地に入ったものは市が原則でやるというようなことを言われたような気もするものですから、林道というのは公の県の事業でやったものです。地主もそのときには大変協力をして、林地開発ができるというようなことでやったと思いますけれども、この管理や登記について要望したいと思いますけれども、誠に岩舟の立場では申し訳なかったのですけれども、今からでもそういった登記事務、あるいは管理という面から再調査をしながら、実態がどうなっているかというのを要望したいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第118号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福富善明君） なお、委員の皆様申し上げます。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第121号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第121号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書15ページのほうをお開き願います。令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,718万円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入予算補正によるというものであります。

続きまして、16、17ページのほうをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正であります。16ページのほうが歳入、17ページが歳出というふうになっております。

続きまして、大変ページが飛びますが、補正予算書の110、111ページのほうをお開き願います。歳出のほうからご説明いたします。110ページになります。

初めに、3款1項1目基金積立金についてご説明いたします。これは、栃木インター西産業団地事業基金に積み立てるというもので、補正額は346万円の増額となります。

右の説明欄を御覧ください。積立金につきましては、令和6年度の決算額が確定したことによりまして、積立金の額を増額するものでございます。

続きまして、ページ戻りますが、108、109ページのほうをお開き願います。108ページ、歳入のほうの説明をいたします。

3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は1,423万1,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額をするものであります。

次の4款1項1目繰越金につきましては、補正額1,769万1,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。前年度繰越金につきましては、令和6年度の決算額、これが確定したことによりまして、繰越金の額を増額するものであります。

以上をもちまして令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）につい

ての説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 111ページ、1項目だけありますが、1項1目基金積立金で、346万円がいいわけですね。この数字の根拠というか、それがどうして346万円であるのかお聞きをいたします。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） これにつきましては、まず土地の売上げというか、売買代金、収益が昨年度ございました。これは、NTTのほうで立地をしたことに伴う収益があったというようなことで、その収益金を利用して、それぞれ令和6年度の予算のほうでこの償還をしていったところ、最終的に346万円の余剰金が出たというようなことになりまして、これについて基金のほうに積み立てると、そういうような形で増額補正を行うものでございます。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第122号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） それでは、ご説明いたします。ただいまご上程いただきました議案第122号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の19ページをお開き願います。令和7年度栃木市平川産業団地特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億132万2,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入予算補正によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は第2表、地方債補正によるというものであります。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でありまして、20ページが歳入、続く21ページが歳出というふうになっております。

続きまして、次のページ、22ページをお開き願います。第2表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上が補正前、下の段が補正後というふうになっており、起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法、これらにつきましては変更はございません。

ページが飛びます。恐れ入りますが、120、121ページのほうをお開き願います。120ページ、歳出のほうからご説明をいたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明をいたします。補正額は2,000万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。委託料につきましては、調整池及び街区の形状、これらの変更による実施設計等の業務、これを行うために増額をするものであります。

続きまして、ページのほうが戻りますが、118、119ページのほうをお開き願います。118ページ、歳入の説明をいたします。3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明をいたします。補正額は352万8,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次の4款1項1目繰越金につきましては、補正額352万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。前年度繰越金につきましては、令和6年度の決定額、これが確定したことによりまして、繰越金の額を増額するものであります。

次の6款1項1目土木債につきましては、補正額2,000万円の増額するものであります。

右の説明欄を御覧ください。地域開発事業債につきましては、設計業務委託料の増額に伴い、起債額も増額をするというようなものであります。

以上をもちまして令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 121ページの変更設計業務委託料ということで、調整池と街区の変更設計が必要だということなのですが、変更が必要になった要因をお知らせください。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 変更に至った理由等についてご説明いたします。

平川産業団地につきましても、おおむね分譲に向けてというようなことを意識して進めていく中においては、この調整池の形、従来の設計ですと、少し分譲の形状がいびつといたしますか、あまりよくなかったというようなことがございます。分譲する企業にとっても通常使いやすい形にするためには、ほぼ四角いような形がいいのですけれども、少し三角にえぐれたような形の調整池を設計しておりましたので、これを少し四角っぽいような調整池にすることで、街区そのものも四角い形になって、企業様が来やすい形にできたらというようなこと、これが1点ということであります。

もう一つございまして、当初予定していた調整池の部分につきましては、物件移転をする予定なのです。その上のところにまだ家が残っておりまして、それらを移転させるという都合があるのですけれども、その移転が現在少し遅れております。決して反対とか、そういう形ではなくて、物理的に少し遅れているというような状況がありますので、この物件移転を待つことなく新たに設計をすれば、物件移転をそのまま並行して工事を進めていくことができるというような利点がございまして、この2つの理由によりまして、ここの部分については増額を行いたいというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 分かりました。多分北側の一番西のところかな。調整池の形が今えぐられているところがあると思うのですけれども、そこですか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 調整池の部分は、平川産業団地の東側の部分になりまして、図面上でいきますと東側の真ん中あたりになるのですが、ちょうどそのところに、少し道路

の関係もあって、クランクといいますか、カーブになるようなところがありまして、そののところにまだ家が若干残っているのですけれども、これらの移動後に当初は造る予定でした。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） その移転がまだちょっと時間がかかっているということなのですが、移転を待たずに、分譲を急ぐために今回同時並行でやっていくというようなことでよろしいですか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時20分）